# 医学管理 生活習慣病管理料 2024年改定



# 生活習慣病管理料 (I) (月1回) 脂質異常症を主病とする場合 610点 高血圧症を主病とする場合 660点 糖尿病を主病とする場合 760点

- ① 脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者に対して、患者の同意を得て治療計画を 策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合算定。 →療養計画書について、概ね4月に1回以上は交付
- ② 糖尿病を主病とする場合にあっては、 C101在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。
- ③ A000初診料を算定した日の属する月においては、本管理料は算定しない。

#### 【包括される項目】

- 外来管理加算(生活習慣病算定当日に限る)
- ・医学管理等
- (B001 20糖尿病合併症管理料、B001 22がん性疼痛緩和指導管理料、
- B00124外来緩和ケア管理料、B00127糖尿病透析予防指導管理料、
- B001 37慢性腎臓病透析予防指導管理料を<u>除く</u>。)
- ・検査
- ・注射
- ・病理診断

生社	舌習慣病	療養計画書	初回用			(16	<b>八日</b> :	年	月	日)		
	患者氏			(	男・女)		主病:	-				
生	年月日:	明•大•昭•平•令	年	月日	生(	オ)	□糖尿病	口高血圧	症 口脂	質異常症		
	ħ	らい:検査結果を	理解できる	こと・自分	の生活」	の問題が	を抽出し、	目標を設定	できること	:		
【目標	[目標] 【①達成 〔	□体重:( □HbA1c:( 目標]:患者と相影	kg) ロ %) にた目標	BMI: (			期/拡張算		/	mmHg)		
	(									)		
		□食事摂取量を	適正にする	5			□食塩・調	味料を控え	とる			
	□野菜・きのこ・海藻など食物繊維の摂取を増やす □外食の際の注意事項(											
		□油を使った料理	理(揚げ物	や炒め物等	等)の摂耳	対を減らす	· □その他(			)		
_	□食事	□節酒:〔減らす	(種類・量:			を	週 回)]					
ŧ		□間食:〔減らす	(種類·量:			を	週 回)]					
点		□食べ方:(ゆっ	くり食べる・	その他(			))					
Ē		□食事時間:朝1	健、昼食、	夕食を規則	月正しくと?	5						
重点を置く領域と指導項	口運動	□運動処方:種数 時間(30分以 強度(息がは □日常生活の活 □運動時の注意	上・ ずむが会計 動量増加	話が可能な (例:1日1)	強さ or	g (ほぽ毎 脈拍			)			
]	口たばこ	□非喫煙者であ □禁煙・節煙の4		□林価の	)実施方法	上竿						
			余暇	□無限の			波景					
	ロその	□家庭での計測			14011111111	_ <u></u>	194.285					
	他	□その他(					)					
査	□血精(I □HbA1 ※血液検 【その他】 □栄養状	を項目】(採血日 □空腹時 □随時 (c: ( たま結果を手交し)     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ている場合	E( )B	#間)□: g/dl)□! %)□! 要	IDLコレステ DI コレステ	( 'u-n (	·!		mg/dl) mg/dl) mg/dl) mg/dl)		
84	日その他	、( よ、口にチェック、	/ \ph)	7 <b>计</b> 目 <del>体</del> 4	hir <b>a</b>							
₩.Đ	·尼·贝日 [	ま、山にナエック、 患者署名	( )14(	いる具体は	ソドン目に入り	医部	氏名					

	患者足	秘:							傷・	女)	$\neg$	-	主病:								
生年	F月日:		・眠・2	Z·令		年	月		生(	<i>-</i> 1,	<b>才</b> )	- 1		<b>#</b> 0	高血	圧症	口脂	<b>黄</b> 具常	症		
	ねらい: 【日 様! 【①目标		本置: IbA1c	:(			解でき □BM %)			)			れた生			夢に取		めること mmHg)	_		
【目標	(2)±#	克目標	(): <i>B</i>	者と相		<b>走目</b>	標											)		,	
_	[3f7]	<b>协目相</b>	]:唐	者と相		走目	標											)			
【重点を置く領域と指導項	□食神		由部間を生う重時強度により、	取のためらば、間、方の息活のは、方のかのの	を海理(利利)の事業以は活動を海理(利利)のできません。	正なけばなりを受ける。	す食物量量る、はない 会加(例	かめ物の他(でを規則の事業を対して)	等)の 則正し )、 な強さ	摂取 くとる 頻度 or /	を減ら	を記を記	コ食塩 コ外食の コその作 回 回)) ・週 柏/	の際の 也( ) )	注意				)		
Î	口をはい		き煙・分	6煙0	)有 ź	か性 暇		睡眠	の確保	呆(質	·肇) [	□減」	lk								
查】	他 □血液を □HbA ※血液 『その他	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	の他 目】 東時 岩果を	· (採血 ・手交 ・ 美養)	日前(して	) ロ: いるは の都:	- 食後( <b>場合</b> は れ	良人	療書思え	き計 が ハ てに	当該 その	内)旨	容を を療	十分養計	ナ ナ 画	理解書に	記	て説 たこ 載しま	とを た場	医部合(	が行って
<b>*</b> 3	<b>克施项目</b>			エック 署名	7, (	)	内には	具体	的に			医師	氏名								

### 【生活習慣病管理料(I)加算】

加算	点数	備考
血糖自己測定指導加算	500点	年1回 糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患者であっ てインスリン製剤を使用していないものに限る。) に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場 合
外来データ提出加算	5 0 点	生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関す るデータを継続して厚生労働省に提出している場合

糖尿病の患者について

患者の状態に応じて、年1回程度眼科の医師の診察を受けるよう指導を行うこと。また、糖尿病の患者について、歯周病の診断と治療のため、歯科を標榜する保険医療機関への受診を促すこと。

#### 【院内掲示】

患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示するとともに、患者から求められた場合に、患者の状態を踏まえて適切に対応を行うこと。

届出

# 生活習慣病管理料(II) 333点(月1回) 情報通信機器を用いた場合 290点

- ① 脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者に対して、患者の同意を得て治療計画を 策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合算定。→療養計画書について、概ね4月に1回以上は交付
- ② 糖尿病を主病とする場合にあっては、 C 1 O 1 在宅自己注射指導管理料を算定しているとき は、算定できない。
- ③ A000初診料を算定した日の属する月においては、本管理料は算定しない。
- ④ B001-3生活習慣病管理料(Ⅰ)を算定した日の属する月から起算して6月以内の期間においては、生活習慣病管理料(Ⅱ)は、算定できない。

#### 【包括される項目】

- ・外来管理加算(生活習慣病算定当日に限る)
- 医学管理等

(B0019外来栄養食事指導料、B00111集団栄養食事指導料、B00120糖尿病合併症管理料、B00122がん性疼痛緩和指導管理料、B00124外来緩和ケア管理料、B00127糖尿病透析予防指導管理料、B00137慢性腎臓病透析予防指導管理料、B001-3-2二コチン依存症管理料、B001-9療養・就労両立支援指導料、B00514プログラム医療機器等指導管理料、B009診療情報提供料(I)、B009-2電子的診療情報評価料、B010診療情報提供料(II)、B010-2診療情報連携共有料、B011連携強化診療情報提供料及びB011-3薬剤情報提供料を除く。)

## 【生活習慣病管理料(Ⅱ)加算】

加算	点数	備考
血糖自己測定指導加算	500点	年1回 糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患者であっ てインスリン製剤を使用していないものに限る。) に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場 合
外来データ提出加算	5 0 点	生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関す るデータを継続して厚生労働省に提出している場合

糖尿病の患者について

患者の状態に応じて、年1回程度眼科の医師の診察を受けるよう指導を行うこと。また、歯周病の診断と治療のため、歯科を標榜する保険医療機関への受診を促すこと。

#### 【院内掲示】

患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示するとともに、患者から求められた場合に、患者の状態を踏まえて適切に対応を行うこと。

届出